



3号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額

令和元年10月から、3歳以上児（令和6年4月1日時点の年齢）の保育料が無償となりました。ただし、給食費^{※1}、通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担です。負担額については希望施設でご確認ください。

※1 世帯状況によっては、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される場合があります。詳細は次のページをご参照ください。

令和6年4月1日時点で3歳未満の子どもの保育料（令和3年4月2日以降に生まれた方が対象）

階層区分	世帯の課税状況	保育標準時間の場合	保育短時間の場合
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C1	市民税均等割世帯	15,000円	14,700円
C2	市民税所得割 56,000円未満	17,500円	17,200円
C3	市民税所得割 63,000円未満	21,000円	20,600円
C4	市民税所得割 74,000円未満	25,000円	24,600円
C5	市民税所得割 111,000円未満	29,000円	28,500円
C6	市民税所得割 119,000円未満	34,000円	33,400円
C7	市民税所得割 164,000円未満	38,500円	37,800円
C8	市民税所得割 201,000円未満	44,000円	43,300円
C9	市民税所得割 210,000円未満	52,000円	51,100円
C10	市民税所得割 342,000円未満	54,000円	53,100円
C11	市民税所得割 342,000円以上	57,000円	56,000円



市民税所得割額とは、所得金額に比例して課税される市民税額のことで、前年所得により算定されます。課税年度の1月1日時点で住民登録のある自治体で課税されます。

【例】
令和5年度の市民税は、
令和5年1月1日の住所地で課税

市民税所得割額が不明の場合は、以下までお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際、「誰の」「いつの年度の」所得割額が知りたいかをお伝えいただくとスムーズです。



市民税所得割額とは・・・？



市民税・市民税額についてのお問い合わせ先

市役所本館2階 市民税課

電話番号：(089)-948-6291～6292、6295～6298



保育料の軽減措置について

ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免

対象世帯の階層区分	減免措置
<ul style="list-style-type: none"> C1からC4階層の世帯 C5階層の世帯のうち、市民税所得割が77,101円未満の世帯 	第1子 ≡ 5,500円 第2子以降 ≡ 無料
注意 C5階層は、市民税所得割が74,000円以上111,000円未満の世帯を指すため、同じC5階層でも免除に該当する世帯と該当しない世帯が存在します。	

多子世帯に対する減免

対象世帯の階層区分	第0子に数える対象	減免措置
<ul style="list-style-type: none"> C1からC2階層の世帯 C3階層の世帯のうち、市民税所得割が57,700円未満の世帯 	すべての子ども	最年長の子どもから順に数えて・・・
<ul style="list-style-type: none"> C4からC11階層の世帯 C3階層の世帯のうち、市民税所得割が57,700円以上の世帯 	小学校就学前で、特定教育・保育施設等及び保育料軽減措置に該当する施設(P.15参照)を同時に利用する子ども	第2子 ≡ 半額 第3子以降 ≡ 無料



C3（市民税所得割額 57,700円以上）～C11階層について、同居の有無を問わず、18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児を半額とします。（小学校就学前の範囲では第2子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4額になります。）



副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される世帯



次の **A**【所得要件】または **B**【第3子要件】のどちらかに該当する子どもが対象です。

【所得要件】世帯の市民税所得割額が以下の範囲か？

【第3子要件】第3子以降の子どもか？

認定区分	世帯の市民税所得割額
1号認定	77,101円未満
2・3号認定	57,700円未満 (ひとり親世帯等の場合は77,101円未満)

認定区分	第3子の数え方
1号認定	小学3年生までの範囲でカウント
2・3号認定	小学校就学前までの範囲でカウント

